

第 7 4 9 号
平成28年12月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市子ども医療費助成条例施行規則	39	1
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	389	3
・放置自転車等の保管について	390	3
・公示送達について	391	4
・放置自転車等の保管について	392	4
・放置自転車等の保管について	393	4
・放置自転車等の保管について	394	5
・放置自転車等の保管について	395	5
・放置自転車等の保管について	396	6
・放置自転車等の保管について	397	6
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について	398	6
・放置自転車等の保管について	399	7
・放置自転車等の保管について	400	8
・放置自転車等の保管について	401	8
・平成28年4月1日から平成28年9月30日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況について	402	9
・放置自転車等の保管について	403	25
・放置自転車等の保管について	404	26
・放置自転車等の保管について	405	26
・放置自転車等の保管について	406	27
・公示送達について	407	27
・放置自転車等の保管について	408	27
・放置自転車等の保管について	409	28
・放置自転車等の保管について	410	28
・放置自転車等の保管について	411	29
・放置自転車等の保管について	412	29
・放置自転車等の保管について	413	29
・公示送達について	414	30
・放置自転車等の保管について	415	30
・放置自転車等の保管について	416	31
・放置自転車等の保管について	417	31
・放置自転車等の保管について	418	31

・放置自転車等の保管について	419	32
・公示送達について	420	32
・放置自転車等の保管について	421	32
・平成28年第4回天理市議会定例会の招集について	422	33
・放置自転車等の保管について	423	33
・放置自転車等の保管について	424	33
・放置自転車等の保管について	425	34
・放置自転車等の保管について	426	34
公 告	番号	頁数
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	50	35
・公告第45号の訂正について	51	35
・公募型プロポーザルの実施について	52	35
・一般競争入札について	53	39
・大和都市計画事業山の辺第一工区A工区土地地区画整理審議会委員選挙における選挙期日及び選挙人名簿の縦覧について	54	42
・農用地利用集積計画について	55	42
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	15	42
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	12	43
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	21	43
・選挙権を有する者の直接請求に必要な選挙人の数について	22	43
公営企業	番号	頁数
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	41	43

規 則

(平成28年11月18日揭示済)

天理市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月18日

天理市長 並 河 健

天理市規則第39号

天理市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(天理市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 天理市子ども医療費助成条例施行規則(昭和48年10月天理市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(証明書の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、医療の助成の対象となる子どもが乳幼児にあっては乳幼児医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第1号)に、医療の助成の対象となる子どもが就学児にあっては子ども医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住所を証する書類
- (2) 所得の状況を証する書類
- (3) 当該子どもに係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第5条第1項中「当該子どもに係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証」を「第2条第1項に規定する書類」に改め、同条第2項中「第3条」を「第2条第2項及び第3条」に改める。

第7条第3項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

(天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 天理市心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年10月天理市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(証明書の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、心身障害者医療費受給資格証交付申請書(様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住所を証する書類
- (2) 所得の状況を証する書類
- (3) 心身障害者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (4) 身体障害者にあっては身体障害者手帳、知的障害者にあっては療育手帳
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第5条第1項中「心身障害者に係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証」を「第2条第1項に規定する書類」に改め、同条第2項中「第3条」を「第2条第2項及び第3条」に改める。

(天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則(平成27年12月天理市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(交付申請)

第2条 条例第3条の規定により助成金の交付を受けようとする者(以下「対象者」という。)は、重度心身障害老人等医療費助成交付(更新)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条第1号又は第2号の要件に該当する者であることを証する書類
- (2) 所得の状況を証する書類

- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく被保険者証
 - (4) 身体障害者にあつては身体障害者手帳、知的障害者にあつては療育手帳
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 第3条中第2項を削る。
- 第4条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成28年11月7日揭示済)

天理市告示第389号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年11月7日
- 3 移動対象区域
天理市田井庄町572番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月7日から平成29年1月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年11月7日揭示済)

天理市告示第390号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年11月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年11月7日から平成29年1月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年11月8日揭示済）

天理市告示第391号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年11月8日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（平成28年11月9日揭示済）

天理市告示第392号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月9日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年11月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年11月9日から平成29年1月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年11月10日揭示済）

天理市告示第393号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月10日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年11月10日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年11月10日から平成29年1月9日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年11月11日揭示済）

天理市告示第394号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月11日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年11月11日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年11月11日から平成29年1月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年11月11日揭示済）

天理市告示第395号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月11日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年11月11日

3 移動対象区域

天理市川原城町825番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年11月11日から平成29年1月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年11月11日揭示済)

天理市告示第396号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月11日
 - 3 移動対象区域
天理市喜殿町37番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月11日から平成29年1月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月14日揭示済)

天理市告示第397号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月14日から平成29年1月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月15日揭示済)

天理市告示第398号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定に基づき、別紙のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により告示する。

平成28年11月15日

天理市長 並 河 健

指定緊急避難場所及び指定避難所

番号	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類					指定避難所
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	内水氾濫	
1	天理市立丹波市幼稚園	天理市丹波市町135番地3		○	○			○
2	天理市立丹波市小学校	天理市丹波市町180番地		○	○	○		○
3	天理市立丹波市公民館	天理市丹波市町285番地2	○	○	○		○	○
4	天理市民会館	天理市川原城町739番地	○	○	○		○	○
5	天理市立南保育所	天理市勾田町92番地	○	○	○		○	○
6	天理市立中央保育所	天理市田部町553番地	○	○	○		○	○
7	天理市立山の辺幼稚園	天理市三島町140番地1	○	○	○		○	○
8	天理市立三島体育館	天理市三島町140番地1	○	○			○	○
9	天理市立山の辺小学校	天理市別所町380番地	○	○	○	○	○	○
10	天理市立北中学校	天理市石上町777番地	○	○	○	○	○	○
11	天理市立北保育所	天理市石上町511番地2	○	○	○		○	○
12	天理市立東部公民館	天理市豊井町87番地	○	○	○		○	○
13	天理市立井戸堂小学校	天理市西井戸堂町301番地	○	○	○	○	○	○
14	天理市立井戸堂公民館	天理市西井戸堂町122番地4	○	○	○		○	○
15	天理市立井戸堂幼稚園	天理市西井戸堂町406番地	○	○	○		○	○
16	天理市立前栽小学校	天理市前栽町329番地	○	○	○	○	○	○
17	天理市立前栽幼稚園	天理市杉本町243番地1	○	○	○		○	○
18	天理市立前栽公民館	天理市杉本町351番地3	○	○	○		○	○
19	天理市立二階堂小学校	天理市二階堂南菅田町640番地1		○	○	○		○
20	天理市立二階堂幼稚園	天理市二階堂南菅田町38番地1		○	○			○
21	天理市立西中学校	天理市二階堂上ノ庄町210番地1	○	○	○	○	○	○
22	奈良県立二階堂高等学校	天理市荒蒔町100番地1	○	○	○	○	○	○
23	天理市立二階堂公民館	天理市嘉幡町520番地	○	○	○		○	○
24	天理市立二階堂体育館	天理市嘉幡町520番地		○			○	○
25	天理市立嘉幡保育所	天理市嘉幡町425番地	○	○	○		○	○
26	奈良県立二階堂養護学校	天理市庵治町358番地1	○	○	○	○	○	○
27	天理市立朝和小学校	天理市成願寺町420番地	○	○	○	○	○	○
28	天理市立朝和幼稚園	天理市成願寺町386番地	○	○	○		○	○
29	天理市立朝和公民館	天理市三味田町460番地3	○	○	○			○
30	天理市立南中学校	天理市兵庫町336番地2	○	○	○	○	○	○
31	天理市立総合体育館	天理市西長柄町595番地	○	○	○		○	○
32	天理市立福住小学校	天理市福住町1954番地1			○	○		○
33	天理市立福住中学校	天理市福住町2105番地	○	○	○	○	○	○
34	天理市立福住公民館	天理市福住町2025番地	○	○	○		○	○
35	旧天理市立福住幼稚園	天理市福住町3902番地	○	○	○		○	○
36	旧天理市立福住センター	天理市福住町4890番地	○	○			○	○
37	天理市立やまだこども園	天理市山田町1560番地			○			○
38	天理市立山田公民館	天理市山田町1548番地						○
39	天理市立樺本小学校	天理市樺本町2426番地1	○	○	○	○	○	○
40	天理市立樺本公民館	天理市樺本町2460番地1	○	○	○		○	○
41	天理市立樺本幼稚園	天理市樺本町2066番地	○	○	○		○	○
42	奈良県立添上高等学校	天理市樺本町1532番地2		○	○	○		○
43	天理市立柳本小学校	天理市柳本町1213番地	○	○	○	○	○	○
44	天理市立柳本公民館	天理市柳本町1127番地	○	○	○		○	○
45	天理市障害者ふれあいセンター	天理市柳本町719番地	○	○	○		○	○
46	天理市立柳本幼稚園	天理市柳本町891番地2	○	○	○		○	○
47	天理市立式上公民館	天理市遠田町45番地9	○	○	○		○	○
48	天理市トレイルセンター	天理市柳本町577番地1	○	○	○		○	○
49	樺本高塚公園	天理市樺本町2533番地4他	○	○	○	○	○	
50	天理市長柄運動公園	天理市西長柄町595番地	○	○	○	○	○	
51	天理駅前広場	天理市川原城町803番地	○	○	○	○	○	

(平成28年11月15日揭示済)

天理市告示第399号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月15日から平成29年1月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月15日揭示済)

天理市告示第400号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月15日
 - 3 移動対象区域
天理市平等坊町176番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月15日から平成29年1月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月15日揭示済)

天理市告示第401号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日

平成28年12月10日 土曜日

天理市公報

平成28年11月15日

- 3 移動対象区域
天理市三島町4 1 4番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月15日から平成29年 1 月14日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月16日揭示済)

天理市告示第4 0 2号

地方公営企業法第40条の 2 第 1 項の規定により、平成28年 4 月 1 日から平成28年 9 月30日までにおける水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成28年11月16日

天理市長 並 河 健

平成28年度上半期天理市水道事業報告書

(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の給水戸数は、前年同期に比べ196戸（0.8％）増加の23,847戸となりましたが、給水人口は、448人（0.7％）減少の66,762人となりました。また、有収水量は、92,528㎥（2.1％）減少の4,258,207㎥となりました。

(建設改良)

建設改良工事としましては、田井庄町・川原城町地内での配水管改良工事や嘉幡町・南六条町・富堂町地内等での配水管布設工事を行いました。また、滝本低区配水池において粉末活性炭注入設備設置工事を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量が減少したこと等により、給水収益は前年同期に比べ54,893,455円（5.0％）減少の1,045,397,740円となり、当期収入合計は前年同期に比べ55,799,960円（4.7％）減少の1,119,903,106円となりました。

一方費用は、受水費、支払利息等が減少したことにより、前年同期に比べ55,465,304円（6.0％）減少の871,881,773円となりました。この結果、上半期の損益収支は248,021,333円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報告第3号	平成27年度天理市水道事業会計予算繰越計算書	平成28年6月10日
定例第3回	認定案第7号	平成27年度天理市水道事業会計決算認定について	平成28年9月26日

(3) 行政官庁認可事項

申 請 年 月 日	件 名	申 請 先	許 可 等 年 月 日
平成28年 4 月 4 日	平成28年度水道施設等耐震化等補助金交付申請	奈 良 県	平成28年 4 月 4 日

(4) 職員に関する事項

平成28年 9 月30日現在 (単位: 人)

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	12	17	5	34

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

当該事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	金 額 (円)	備考
(27年度繰越 配水管改良工事費) 田井庄町地内 φ100mm配水管改良工事	38,610,000	
川原城町地内 φ200mm配水管改良工事	28,890,000	
(27年度繰越 浄水施設費) 滝本町地内 滝本低区配水池場内 粉末活性炭注入設備設置工事	16,416,000	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成28年度	平成27年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
9 月 末 給 水 人 口 (人)	66,762	67,210	△ 448	△ 0.7
9 月 末 給 水 戸 数 (戸)	23,847	23,651	196	0.8
上 半 期 配 水 量 (m³)	4,581,959	4,765,516	△ 183,557	△ 3.9
上 半 期 有 収 水 量 (m³)	4,258,207	4,350,735	△ 92,528	△ 2.1
上半期有収水量率 (%) (上半期有収水量/上半期配水量)	92.9	91.3	1.6 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成28年度	平成27年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水 道 事 業 収 益	1,119,903,106	1,175,703,066	△ 55,799,960	△ 4.7
営 業 収 益	1,048,382,397	1,101,223,045	△ 52,840,648	△ 4.8
営 業 外 収 益	71,520,709	74,480,021	△ 2,959,312	△ 4.0
特 別 利 益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成28年度	平成27年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	871,881,773 0	927,347,077 13,748,000	△ 55,465,304 △ 13,748,000	△ 6.0 △ 100.0
営 業 費 用 (うち、繰越分)	824,511,547 0	874,944,117 13,748,000	△ 50,432,570 △ 13,748,000	△ 5.8 △ 100.0
営 業 外 費 用	47,032,596	52,267,240	△ 5,234,644	△ 10.0
特 別 損 失	337,630	135,720	201,910	148.8
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水 道 事 業 収 益	2,373,554,000	1,190,756,628	1,182,797,372
	営 業 収 益	2,228,063,000	1,119,198,151	1,108,864,849
	営 業 外 収 益	145,489,000	71,558,477	73,930,523
	特 別 利 益	2,000	0	2,000
支 出	水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	2,207,729,000 11,286,000	904,471,808 0	1,303,257,192 11,286,000
	営 業 費 用 (うち、繰越分)	2,082,208,359 11,286,000	857,074,561 0	1,225,133,798 11,286,000
	営 業 外 費 用	124,156,000	47,032,606	77,123,394
	特 別 損 失	364,641	364,641	0
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水道事業資本の収入	495,575,000	31,449,440	464,125,560
	負 担 金	14,749,000	7,563,240	7,185,760
	分 担 金	41,515,000	17,296,200	24,218,800
	固定資産売却代金	10,000	0	10,000
	補 助 金	39,301,000	6,590,000	32,711,000
	投 資 償 還 金	400,000,000	0	400,000,000
支 出	水道事業資本の支出 (うち、繰越分)	1,684,777,040 325,882,040	309,017,530 88,392,600	1,375,759,510 237,489,440
	建 設 改 良 費 (うち、繰越分)	983,196,040 325,882,040	158,293,543 88,392,600	824,902,497 237,489,440
	企 業 債 償 還 金	301,581,000	150,723,987	150,857,013
	投 資	400,000,000	0	400,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企 業 債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
2,971,932,963	0	150,723,987	2,821,208,976

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

平成28年度 上半期天理市水道事業損益計算書

(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	1,045,397,740		
(2) 受 託 工 事 収 益	2,311,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>673,657</u>	1,048,382,397	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	399,876,655		
(2) 配 水 及 び 給 水 費	54,056,106		
(3) 受 託 工 事 費	890,000		
(4) 総 係 費	58,218,736		
(5) 減 価 償 却 費	311,469,000		
(6) 資 産 減 耗 費	1,050		
(7) そ の 他 営 業 費 用	<u>0</u>	<u>824,511,547</u>	
営 業 利 益			223,870,850
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	1,516,014		
(2) 他 会 計 補 助 金	2,142,000		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	67,390,000		
(4) 雑 収 益	<u>472,695</u>	71,520,709	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	47,032,596		
(2) 雑 支 出	<u>0</u>	<u>47,032,596</u>	<u>24,488,113</u>
経 常 利 益			248,358,963
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	0		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	<u>0</u>	0	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	0		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>337,630</u>	<u>337,630</u>	<u>△337,630</u>
当 期 純 利 益			248,021,333
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期未処分利益剰余金			<u><u>248,021,333</u></u>

平成28年度 上半期天理市水道事業貸借対照表

(平成28年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有形固定資産		
イ 土 地		523,431,477
ロ 建 物	1,398,560,954	
減価償却累計額	<u>△563,548,476</u>	835,012,478
ハ 構 築 物	21,704,356,606	
減価償却累計額	<u>△10,916,063,177</u>	10,788,293,429
ニ 機 械 及 び 装 置	3,892,913,682	
減価償却累計額	<u>△3,289,936,257</u>	602,977,425
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	27,702,159	
減価償却累計額	<u>△22,411,785</u>	5,290,374
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	70,704,257	
減価償却累計額	<u>△56,808,341</u>	13,895,916
ト 量 水 器	77,075,754	
減価償却累計額	<u>△37,733,342</u>	39,342,412
チ リ ー ス 資 産	1,488,375	
減価償却累計額	<u>△1,384,208</u>	104,167
リ 建 設 仮 勘 定		<u>190,984,196</u>
有形固定資産合計		12,999,331,874
(2) 投 資		
イ そ の 他 投 資		<u>900,000,000</u>
投 資 合 計		<u>900,000,000</u>
固 定 資 産 合 計		13,899,331,874
2 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金		2,467,253,342
(2) 未 収 金	255,961,089	
貸倒引当金	<u>△15,931,611</u>	240,029,478
(3) 貯 蔵 品		6,147,004
(4) 前 払 費 用		24,280
(5) 前 払 金		159,388,320
(6) その他流動資産		<u>44,481,048</u>
流 動 資 産 合 計		<u>2,917,323,472</u>
資 産 合 計		<u>16,816,655,346</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債2,670,352,470

2,670,352,470

企業債合計

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

415,105,184

ロ 修繕引当金

386,797,823

引当金合計

801,903,007

固定負債合計

3,472,255,477

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債150,856,506

150,856,506

企業債合計

(2) 未 払 金

73,771,824

(3) 前 受 金

11,327,040

(4) その他流動負債

イ 預 り 金

129,300,954

ロ その他流動負債

72,694,962

その他流動負債合計

201,995,916

流動負債合計

437,951,286

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

2,815,389,663

(2) 長 期 前 受 金
収益化累計額△ 333,364,738

繰延収益合計

2,482,024,925

負債合計

6,392,231,688

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 資 本 金

イ 固 有 資 本 金

17,670,482

ロ 出 資 金

3,260,200,971

ハ 組 入 資 本 金

5,684,969,090

資本金合計

8,962,840,543

資本金合計

8,962,840,543

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

5,313,558

ロ 工 事 負 担 金

305,498,064

ハ 分 担 金

46,256,379

ニ 寄 附 金

487,031,965

資本剰余金合計

844,099,966

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金

369,461,816

ロ 当 期 未 処 分

248,021,333

利益剰余金合計

617,483,149

剰余金合計

1,461,583,115

資 本 合 計

10,424,423,658

負債資本合計

16,816,655,346

平成28年度上半期天理市下水道事業報告書

(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の排水戸数は、前年同期に比べ268戸(1.3%)増加の20,598戸となりました。また、排水量は31,755㎥(0.8%)減少の4,198,792㎥となりました。

(建設改良)

建設拡張工事としましては、区画整理事業に伴う田部町の污水管布設工事や市内各地において汚水樹設置工事を行いました。また、川原城町地内での長寿命化対策管路施設改築更新工事を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量が減少したこと等により、下水道使用料収入は前年同期に比べ1,284,277円(0.2%)減少の619,092,382円となりました。また、他会計補助金が28,895,000円(4.5%)減少したこと等により当期収入合計は、前年同期に比べ30,220,989円(2.0%)減少の1,450,213,627円となりました。

一方費用は、支払利息、流域下水道維持管理負担金等が減少したことにより、前年同期に比べ11,445,021円(1.0%)減少の1,181,586,223円となりました。この結果、上半期の損益収支は268,627,404円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、市民の生活環境向上に努める所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報告第4号	平成27年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書	平成28年6月10日
定例第3回	認定案第8号	平成27年度天理市下水道事業会計決算認定について	平成28年9月26日

(3) 行政官庁認可事項

該当事項は、ありません。

(4) 職員に関する事項

平成28年9月30日現在（単位：人）

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	5	7	2	14

(5) 使用料金その他利用条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額200万円以上）

工 事 名	金 額（円）	備考
（27年度繰越 公共下水道整備費 管渠整備費） 都市水環境整備事業 汚水管布設工事（公第32工区）	2,514,240	
（27年度繰越 公共下水道長寿命化整備費 管渠整備費） 長寿命化対策 管路施設改築更新工事（その2）	6,691,680	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成28年度	平成27年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
9月末排水戸数 (戸)	20,598	20,330	268	1.3
上半期排水量 (m³)	4,198,792	4,230,547	△ 31,755	△ 0.8

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成28年度	平成27年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
下水道事業収益	1,450,213,627	1,480,434,616	△ 30,220,989	△ 2.0
営業収益	632,785,307	634,169,291	△ 1,383,984	△ 0.2
営業外収益	817,428,320	846,265,325	△ 28,837,005	△ 3.4
特別利益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成28年度	平成27年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
下水道事業費用	1,181,586,223	1,193,031,244	△ 11,445,021	△ 1.0
営業費用	956,006,471	948,334,440	7,672,031	0.8
営業外費用	225,447,542	244,630,374	△ 19,182,832	△ 7.8
特別損失	132,210	66,430	65,780	99.0
予備費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下 水 道 事 業 収 益	2,978,997,000	1,492,210,289	1,486,786,711
	営 業 収 益	1,326,283,000	674,767,641	651,515,359
	営 業 外 収 益	1,652,713,000	817,442,648	835,270,352
	特 別 利 益	1,000	0	1,000
支 出	下 水 道 事 業 費 用	2,553,390,000	1,205,932,442	1,347,457,558
	営 業 費 用	2,077,830,212	980,342,081	1,097,488,131
	営 業 外 費 用	474,417,000	225,447,573	248,969,427
	特 別 損 失	142,788	142,788	0
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	541,646,376 43,777,376	196,976,576 2,891,376	344,669,800 40,886,000
	負 担 金 (うち、繰越分)	20,915,376 2,891,376	7,035,776 2,891,376	13,879,600 0
	補 助 金 (うち、繰越分)	508,860,000 40,886,000	189,012,500 0	319,847,500 40,886,000
	長期貸付金回収金	1,871,000	928,300	942,700
	その他資本的収入	10,000,000	0	10,000,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,937,518,280 103,620,280	784,290,216 12,638,080	1,153,228,064 90,982,200
	建 設 改 良 費 (うち、繰越分)	404,626,280 103,620,280	28,111,682 12,638,080	376,514,598 90,982,200
	長 期 貸 付 金	10,000,000	500,000	9,500,000
	企 業 債 償 還 金	1,521,018,000	755,678,534	765,339,466
	その他資本的支出	1,874,000	0	1,874,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
19,587,700,153	0	755,678,534	18,832,021,619

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

平成28年度 上半期天理市下水道事業損益計算書

(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	619,092,382		
(2) 他会計負担金	13,632,675		
(3) その他営業収益	<u>60,250</u>	632,785,307	
2 営業費用			
(1) 管渠費	27,216,237		
(2) 農業集落排水施設維持費	4,279,027		
(3) 雨水ポンプ場費	1,320,977		
(4) 流域下水道維持管理負担金	259,038,090		
(5) 業務費	17,524,861		
(6) 総係費	32,620,279		
(7) 減価償却費	614,007,000		
(8) 資産減耗費	<u>0</u>	<u>956,006,471</u>	
営業損失			323,221,164
3 営業外収益			
(1) 受取利息	683,823		
(2) 他会計補助金	613,224,500		
(3) 県補助金	0		
(4) 長期前受金戻入	203,113,000		
(5) 雑収益	<u>406,997</u>	817,428,320	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	<u>225,447,542</u>	<u>225,447,542</u>	<u>591,980,778</u>
経常利益			268,759,614
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>132,210</u>	<u>132,210</u>	<u>△132,210</u>
当期純利益			268,627,404
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期未処分利益剰余金			<u>268,627,404</u>

平成28年度 上半期天理市下水道事業貸借対照表

(平成28年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		137,328,938	
ロ 建 物	190,958,037		
減価償却累計額	<u>△33,230,943</u>	157,727,094	
ハ 構 築 物	42,948,624,893		
減価償却累計額	<u>△6,879,573,271</u>	36,069,051,622	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,300,913,851		
減価償却累計額	<u>△439,111,665</u>	861,802,186	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	3,981,165		
減価償却累計額	<u>△1,303,210</u>	2,677,955	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	10,038,936		
減価償却累計額	<u>△3,469,516</u>	6,569,420	
ト リ ー ス 資 産	711,824		
減価償却累計額	<u>△666,312</u>	45,512	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>53,068,282</u>	
有形固定資産合計			37,288,271,009
(2) 無形固定資産			
イ 地 上 権		176,102	
ロ 電 話 加 入 権		260,000	
ハ 施 設 利 用 権		<u>1,811,600,075</u>	
無形固定資産合計			1,812,036,177
(3) 投 資			
イ 長 期 貸 付 金		3,884,560	
ロ 基 金		<u>45,687,140</u>	
投 資 合 計			<u>49,571,700</u>
固定資産合計			39,149,878,886
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,058,663,146	
(2) 未 収 金	265,281,238		
貸 倒 引 当 金	<u>△6,659,413</u>	258,621,825	
(3) 前 払 金		59,980,300	
(4) その他流動資産		<u>25,463,654</u>	
流動資産合計			<u>1,402,728,925</u>
資 産 合 計			<u>40,552,607,811</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債18,066,682,180

18,066,682,180

企業債合計

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

30,700,64530,700,645

引当金合計

固定負債合計

18,097,382,825

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債765,339,439

765,339,439

企業債合計

(2) リース債務

33,617

(3) 未払金

6,789,961

(4) 前受金

15,400,000

(5) その他流動負債

イ 預り金

237,793,884

ロ その他流動負債

41,996,662279,790,546

その他流動負債合計

流動負債合計

1,067,353,563

5 繰延収益

(1) 長期前受金

13,568,352,840

(2) 収益化累計額

△ 1,023,423,108

繰延収益合計

12,544,929,732

負債合計

31,709,666,120

資本の部

6 資本金

(1) 資本金

イ 固有資本金

3,113,682,326

ロ 出資金

1,211,382,371

ハ 組入資本金

3,935,867,639

資本金合計

8,260,932,336

資本金合計

8,260,932,336

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

1,380,787

ロ 国庫補助金

167,433,365

ハ 県補助金

18,024,551

資本剰余金合計

186,838,703

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

126,543,248

ロ 当期末処分

利益剰余金

268,627,404

利益剰余金合計

395,170,652

剰余金合計

582,009,355

資本合計

8,842,941,691

負債資本合計

40,552,607,811

(平成28年11月16日揭示済)

天理市告示第403号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月16日から平成29年1月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月17日揭示済)

天理市告示第404号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月17日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町338番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月17日から平成29年1月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月17日揭示済)

天理市告示第405号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年11月17日

- 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月17日から平成29年1月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月18日揭示済)

天理市告示第406号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月18日から平成29年1月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月21日揭示済)

天理市告示第407号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年11月21日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年11月21日揭示済)

天理市告示第408号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月21日から平成29年1月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月22日揭示済)

天理市告示第409号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月22日から平成29年1月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月22日揭示済)

天理市告示第410号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年11月22日
- 3 移動対象区域
天理市永原町688番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成28年11月22日から平成29年1月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月22日揭示済)

天理市告示第411号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月22日
 - 3 移動対象区域
天理市永原町675番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月22日から平成29年1月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月22日揭示済)

天理市告示第412号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月22日
 - 3 移動対象区域
天理市嘉幡町272番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月22日から平成29年1月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月24日揭示済)

天理市告示第413号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月24日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町831番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月24日から平成29年1月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月25日揭示済)

天理市告示第414号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年11月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年11月25日揭示済)

天理市告示第415号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年11月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月25日から平成29年1月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年11月28日揭示済)

天理市告示第416号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年11月28日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月28日から平成29年1月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年11月29日揭示済)

天理市告示第417号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年11月29日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月29日から平成29年1月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年11月29日揭示済)

天理市告示第418号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、な

お一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年11月29日

3 移動対象区域

天理市川原城町831番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年11月29日から平成29年1月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年11月29日揭示済）

天理市告示第419号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月29日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年11月29日

3 移動対象区域

天理市前栽町209番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年11月29日から平成29年1月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年11月30日揭示済）

天理市告示第420号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年11月30日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成28年11月30日揭示済）

天理市告示第421号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項

の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年11月30日
 - 3 移動対象区域
天理市福知堂町74番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年11月30日から平成29年1月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成28年12月1日揭示済）

天理市告示第422号

平成28年第4回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年12月1日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成28年12月8日
- 2 場 所 天理役所議事場

（平成28年12月1日揭示済）

天理市告示第423号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成28年12月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成28年11月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月1日から平成29年5月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理（株） 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成28年12月1日揭示済）

天理市告示第424号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月 1 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月 1 日から平成29年 1 月30日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月 2 日揭示済)

天理市告示第425号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年12月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月 2 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月 2 日から平成29年 1 月31日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月 5 日揭示済)

天理市告示第426号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年12月 5 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年12月 5 日
- 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年12月5日から平成29年2月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

公 告

（平成28年11月15日揭示済）

天理市公告第50号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成28年10月21日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成28年11月15日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号		2 9 7 1 2 0 0 0 4 9
名称		老人デイサービスセンター都祁すずらん苑
所在地		奈良県奈良市都祁友田町1437番地
申請者	名称	社会福祉法人 大和会
	主たる事務所の所在地	奈良県山辺郡山添村大字切幡字番下谷1437番地1 1 8
	代表者の氏名	新谷 紘一
	代表者の住所	奈良県山辺郡山添村大字広瀬1 1 8番地
指定年月日		平成28年10月21日
サービスの種類		地域密着型通所介護

（平成28年11月17日揭示済）

天理市公告第51号

下記1の公告をした内容について、下記2のとおり公告内容を一部訂正する。

平成28年11月17日

天理市長 並 河 健

記

1. 対象公告

公告日 平成28年10月13日

公告番号 天理市公告第45号

2. 訂正内容

【訂正後】

天理市の住民は、平成28年11月14日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成28年11月14日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成28年10月13日（公告年月日）

至 平成28年11月14日（公告年月日の翌日から起算して32日目）

（平成28年11月17日揭示済）

天理市公告第52号

公募型プロポーザルの実施について

下記の業務について、公募型プロポーザルの参加者を募集しますので次のとおり公告する。

平成28年11月17日

天理市長 並 河 健

1. 事業の概要

(1) 事業名称 天理市トレイルセンター備品の設置業務

(2) 業務の目的・内容

平成29年4月改修完成予定である天理市トレイルセンターの情報提供機能・休憩機能を強化し、

センターの魅力と価値を向上させるデザインを考慮した備品（テーブル・イス・展示棚等）を設置するため、公募型のプロポーザルにより事業者を選定します。

(3) 業務実施場所 天理市トレイルセンター 天理市柳本町577番地1

(4) 業務期間 契約日から平成29年3月20日（月）まで

2. 予算の上限

7,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とします。

コーディネート費用、搬入費用、設置費用、諸経費等を含みます。

なお、参考見積書の金額が、予算の上限を超過した場合は失格とします。

3. 支払方法

業務完了後、受託者の請求に基づき一括払いとします。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 準拠する法令等

業務を実施するにあたり、下記の関係法令や諸規則に準拠するものとします。

① 天理市個人情報保護条例（平成15年12月条例第40号）

② 天理市情報公開条例（平成9年12月条例第31号）

③ 天理市会計規則（昭和45年3月規則第13号）

④ 天理市契約規則（昭和40年8月規則第22号）

⑤ その他関係法令

6. 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 参加表明書提出日から委託候補者選定結果通知日までの期間で、天理市建設工事等入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 天理市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 参加表明書提出日において、国税及び地方税を滞納していないこと。

7. 受託候補者の選定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を天理市トレイルセンター備品の設置業務プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）において審査し、受託候補者（以下「候補者」という。）を選定します。

審査に当たっては、書類審査及び面接審査を実施するものとし、審査方法は下記9のとおりとします。

8. 手続き等

(1) 担当部局

天理市役所 環境経済部 産業振興課 つながる魅力創造係（市役所2階）

〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地

電話：0743-63-1001（内線208）

FAX：0743-62-2880

Eメール：sangyou@city.tenri.nara.jp

(2) プロポーザル参加申込に係る関係資料の交付

① 資料名

・天理市トレイルセンター備品の設置業務に係る公募型プロポーザル実施要領

・天理市トレイルセンター備品の設置業務プロポーザル様式

・天理市トレイルセンター平面図及びイメージ図

・施設の機能と魅力を向上するデザインの内容説明

・天理市トレイルセンター指定管理者の提案書

（※計画内容のため参考資料としてください。）

② 交付方法

上記資料は、天理市ホームページのお知らせにある『「天理市トレイルセンター備品の設置業務」に係る公募型プロポーザルを実施します』から入手するものとします。

(3) 参加表明書等の提出

① 提出期限 平成28年11月17日（木）から平成28年11月25日（金）まで

持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

② 提出場所 上記 8. 手続き等(1)担当部局に同じです。

③ 提出書類

・参加表明書（様式1）

・事業者概要（様式2）

④ 提出方法 担当窓口へ持参してください。

- ⑤ 提出部数 正本1部及び副本1部（副本は複写可）
- (4) 質問の受付及び回答
質問については、参加表明書を提出した者のみ受け付けます。
- ① 提出期間 参加表明書の提出から平成28年11月25日（金）まで
- ② 提出場所 上記 8. 手続き等(1) 担当部局に同じです。
- ③ 提出方法 質問書（様式6）により、担当窓口へ持参、FAX又はEメールにより提出することとします。
なお、FAX又はEメールを送信した場合は、必ず電話で受領確認を行ってください。
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答いたしません。
- ④ 回答方法 平成28年11月29日（火）に天理市ホームページに掲載します。
- (5) 企画提案書等の提出
- ① 提出期限 平成28年11月30日（水）から平成28年12月13日（火）まで
持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- ② 提出場所 上記 8. 手続き等(1) 担当部局に同じです。
- ③ 提出方法 担当窓口へ持参してください。
- ④ 提出要領
- ア) 提出書類
- ・ 提案書等の提出について（様式3）
 - ・ 業務実施体制（様式4）
 - ・ 主たる専門家等の履歴（様式5）
 - ・ 企画提案書（任意様式）
 - ・ 実施工程表（任意様式）
 - ・ 参考見積書（任意様式）
- イ) 提出部数
正本1部及び副本4部（副本は複写可）。ただし、参考見積書の提出部数は1部とします。
- ウ) 提案書等の作成要領等
- a 企画提案書（任意様式）は、以下の要領で作成、提出するものとします。
- ・ 提出する用紙の規格は、A3判横 片とじ・横開きとすること。文字数、文字サイズ等の書式は指定しません。
 - ・ PRしたいポイントや提案趣旨を明確に示し、文章及びそれを補完する写真等で簡潔にまとめること。
 - ・ 提案は、1社につき1案とすること。
 - ・ 表紙、備品配置平面図、提案備品のカタログ写真又は特別製造する際は外観デザイン等のイラストを含め、A3片面で10枚までとすること。
 - ・ センターの魅力と価値を向上させるデザインを考慮した備品（テーブル・イス・展示棚等）を選定及びレイアウトして提案を行うこと。
- b 企画提案書とは別に参考見積書を提出すること。見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、内訳がわかるようにすること。参考見積書には、備品の個数及びサイズ、設置、運搬、その他諸費用の一切を含めること。
- ※施設の機能と魅力を向上するデザインの内容説明、平面図及びイメージ図を参照ください。
9. 審査方法
- (1) 審査方法
公募型プロポーザル方式とし、委員会で、以下の方法により最優秀提案者の選定を行います。
本市は、最優秀提案者と委託契約の交渉を行うものとしますが、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点提案者と契約交渉ができるものとします。
なお、提案者が1社の場合は、委員会において取扱いを協議するものとします。
- ① 第一次審査（書類審査）
提出された提案書等について、4社以上の場合は委員会において上位3社を選定し、全ての提案者にその結果を書面により通知します。
なお、提案者が3社以内の場合は、第一次審査は実施せず、全ての提案者を第一次審査通過者として扱います。
- ② 第二次審査（面接審査）
第一次審査通過者による面接審査を以下の要領で行い、最優秀提案者を選定し、第一次審査通過者全員に対し、その結果を書面により通知します。
- ア 各社出席者は3名以内とします。
- イ 説明時間は、1社あたり30分とし、提案者からのプレゼンテーションを20分、質疑応答を10分と想定します。
なお、パソコンを用いる場合、パソコン、プロジェクターや延長線等は提案者が持参し説明

できる準備を整えるものとします。(スクリーンは市で準備します。)

ウ プレゼンテーションの詳細日程は該当者に別途通知します。

エ プレゼンテーション時の追加資料の配布は認めません。

(2) 評価基準

以下の項目により評価を行います。

第一次審査 130/130

① 業務実施体制 5/130

・業務遂行のための組織体制が適切で、十分な知識と経験を有する人材が配置されているか。(5)

② 空間デザインを考慮した全体のレイアウト 25/130

・本業務の趣旨を理解し、業務内容に応じた提案がなされているか。(10)

・特に評価すべき創意工夫がみられるか。(10)

・レイアウトの提案内容は実現性が高いか。(5)

③ 展示棚とそのレイアウトによる情報提供機能の向上 20/130

・観光、歴史文化等、地域の情報発信が向上するための創意工夫がなされているか。(10)

・地域産品等の紹介・情報発信するための創意工夫がなされているか。(10)

④ テーブル・イスとそのレイアウトによる休憩機能の向上 30/130

・十分にくつろぐことができる提案がなされているか。(10)

・レイアウトを考慮した座席の提案がなされているか。(10)

・十分な座席数が確保されているか。(10)

⑤ 備品のデザイン性 20/130

・本業務の趣旨を理解し、業務内容に応じた提案がなされているか。(10)

・特に評価すべき創意工夫がみられるか。(10)

⑥ 備品の機能性 20/130

・本業務の趣旨を理解し、業務内容に応じた提案がなされているか。(10)

・特に評価すべき創意工夫がみられるか。(5)

・備品の提案内容は実現性が高いか。(5)

⑦ 実施工程 5/130

・スケジュール、作業項目、作業期間等が具体的に提示されており、作業工程、内容等が適切であるか。(5)

⑧ 見積価格 5/130

・提案内容と見積金額に整合性があるか。(5)

第二次審査 15/15

① プレゼンテーション等の内容 15/15

・分かり易い説明となっているか。(3)

・提案者の知識は十分か。(3)

・業務に対する意欲、熱意が感じられるか。(3)

・プレゼンテーションに工夫がみられるか。(3)

・質問に対する回答は的確か。(3)

(3) 審査結果の公表

委員会は非公開とし、第二次審査結果についてのみ、天理市ホームページにて公表します。

10. 日程

内容	期間等
公告	平成28年11月17日(木) 天理市ホームページ上で公開します。
参加表明書の提出期間	平成28年11月17日(木)から 平成28年11月25日(金)まで
質問受付期間	参加表明書の提出から平成28年11月25日(金)17時まで ※天理市ホームページ上で平成28年11月29日(火)に回答します。
企画提案書等の提出期間	平成28年11月30日(水)から 平成28年12月13日(火)まで
第一次審査 (書類審査)	平成28年12月16日(金) ※提案者が3社を超える場合に実施し、第二次審査の対象とする参加事業者3社を選定します。
第一次審査結果通知	平成28年12月19日(月) ※第一次審査参加者全員に結果通知します。
第二次審査 (面接審査)	平成28年12月26日(月) ※第一次審査通過者に第二次審査の案内を通知します。
受託候補者選定結果通知	平成28年12月27日(火) ※第二次審査参加者全員に結果通知します。

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式（８．手続き等（５）企画提案書等の提出）及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算の上限を超過したもの。

12. 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、決定された者は改めて見積書を提出するものとします。

13. その他

- (1) 提出書類は返却しません。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しません。
- (2) 天理市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ることとします。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、選定に影響がでるおそれがある情報については選定後の開示とします。

- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定者は、原則として変更できないものとします。
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとします。
- (7) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに市に報告し、協議又は指示を受けることとします。
- (8) 参加者は、候補者選定までの間に、６．参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとします。

（平成28年11月21日揭示済）

天理市公告第53号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年11月21日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 天理市トレイルセンター改修工事
- (2) 工事場所 天理市 柳本町
- (3) 工事概要 ○トレイルセンター改修 A=317.52㎡
 - ・ 建築改修工事 1.0式
 - ・ 電気設備改修工事 1.0式
 - ・ 機械設備改修工事 1.0式
 - ・ 撤去工事 1.0式
 - ・ 発生材処分 1.0式
- (4) 工期 平成29年3月27日まで
- (5) 予定価格 35,726,400円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 32,153,760円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が

本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 天理市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成28年度)において建築工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
- ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。

- ① 別表2の資格を有する者。
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

(4) 次に掲げる設計業務の受託者(以下「当該受託者」という。)と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 小林建築事務所
住 所 天理市柳本町1519番地

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
- 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
- 本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表(入札日程)

天理市トレイルセンター改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成28年11月21日(月)から 平成28年11月30日(水)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成28年11月21日(月)から 平成28年11月30日(水)まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成28年12月2日(金)まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成28年12月9日(金)
質問書への回答日	平成28年12月9日(金)
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成28年12月13日(火)

競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成28年12月16日（金）
入札書到着期限日	平成28年12月21日（水） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	平成28年12月22日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成28年12月22日（木） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
（別表2）

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
① 建築工事にし、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者 ② 建築工事にし10年以上実務の経験を有する者 ③ 建築工事にし、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

（平成28年12月1日揭示済）

天理市公告第54号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、大和都市計画事業山の辺第一工区A工区土地区画整理審議会委員の選挙期日を平成29年2月26日と定めたので公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、同令第21条第1項の規定により、下記のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年12月1日

天理市長 並 河 健

1 縦覧期間

平成29年1月4日から平成29年1月17日まで

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧場所

天理市川原城町605番地 天理市役所 建設部まちづくり事業課 区画整理推進室

（平成28年12月1日揭示済）

天理市公告第55号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年12月1日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

（平成28年11月7日揭示済）

天教告示第15号

平成28年11月10日午前9時30分から11月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成28年11月 7 日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成28年11月25日揭示済)

天農委告示第12号

平成28年12月 5 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成28年11月25日天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条に関する申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条に関する申請について
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第 5 号 その他
①市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成28年11月18日揭示済)

天選告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成28年12月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成28年11月18日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成28年12月 2 日揭示済)

天選告示第22号

平成28年12月 2 日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年12月 2 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

50分の1の数 1,092 人
6分の1の数 9,100 人
3分の1の数 18,200 人

公営企業

(平成28年11月14日揭示済)

天理市上下水道局公告第41号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年11月14日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第1処理分区	別所町の一部

